

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 485 918 517"><u>復興産業集積区域</u>における県税の課税免除に関する条例</p> <p data-bbox="165 531 248 563">（趣旨）</p> <p data-bbox="120 580 1113 903">第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第4条第2項第4号イに規定する<u>復興産業集積区域</u>（以下「<u>復興産業集積区域</u>」という。）の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="165 919 389 951">（県税の課税免除）</p> <p data-bbox="120 967 1113 1430">第2条 <u>復興産業集積区域</u>の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>平成33年3月31日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）<u>第10条の2第1項の表の第1号</u>、第10条の5第1項、<u>第17条の2第1項の表の第1号</u>、第17条の5第1項、第18条の4第1項、<u>第25条の2第1項の表の第1号</u>、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から<u>平成</u></p>	<p data-bbox="1211 485 1984 517"><u>特定復興産業集積区域</u>における県税の課税免除に関する条例</p> <p data-bbox="1173 531 1256 563">（趣旨）</p> <p data-bbox="1128 580 2121 903">第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第37条第1項に規定する<u>特定復興産業集積区域</u>（以下「<u>特定復興産業集積区域</u>」という。）の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 919 1397 951">（県税の課税免除）</p> <p data-bbox="1128 967 2121 1430">第2条 <u>特定復興産業集積区域</u>の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）<u>第10条第1項</u>、第10条の5第1項、<u>第17条の2第1項</u>、第17条の5第1項、第18条の4第1項、<u>第25条の2第1項</u>、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に当該指定事業者</p>

33年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。)について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。

(1)～(4) [略]

又は指定法人として指定を受けたものに限る。)について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「旧特区法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画（以下「旧認定復興推進計画」という。）に定められた旧特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（改正法第2条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法（以下「新特区法」という。）第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域に該当する区域を除く。附則第4項において「旧復興産業集積区域」という。）の区域内において、令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で旧特区法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は旧特区法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、当該旧認定復興推進計画に係る旧特区法第4条第9項の認定（旧特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）の日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。次項において同じ。）に対する県税の課税免除については、なお従前の例による。

3 旧認定復興推進計画に定められた旧特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（新特区法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域に該当する区域に限る。）の区域内において、令和3年3月31日以前に改正前の条例第2条に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除については、当該復興産業集積区域を改正後の条例第1条に規定する特定復興産業集積区域と、当該対象施設等を改正後の条例第2条に規定する対象施設等とそれぞれみなして、改正後の条例の規定を適用する。

4 旧特区法第37条第1項又は第39条第1項の規定により令和3年3月31日以前に旧特区法第7条第1項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した旧認定復興推進計画に定められた旧復興産業集積区域内において、旧特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「旧震災特例法」という。）第10条第1項の表の第1号の第3欄に

規定する事業に準ずるものとして同項の政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は旧特区法第2条第3項第2号ロに掲げる事業の用に供する施設若しくは設備(同号ロに掲げる事業にあつては旧震災特例法第10条第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第1号の第4欄の政令で定める要件を満たす建物の附属設備とし、やむを得ない事情により平成24年3月30日から令和3年3月31日までの間に、新設し、又は増設して、これらの事業の用に供することができなかつたものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年財務省令第27号)附則第2条で定めるものに限る。以下「旧特定機械装置等」という。)又は旧開発研究用資産(旧震災特例法第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供される減価償却資産のうち同項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(やむを得ない事情により平成24年3月30日から令和3年3月31日までの間に、新設し、又は増設して、同項に規定する開発研究の用に供することができなかつたものとして同省令附則第3条で定めるものに限る。)をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設し、これを当該旧復興産業集積区域の区域内においてこれらの事業の用に供した場合には、当該旧認定復興推進計画を改正後の条例第1条に規定する認定復興推進計画と、当該旧復興産業集積区域を同条に規定する特定復興産業集積区域と、旧特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業及び同号ロに掲げる事業を改正後の条例第1条に規定する事業と、当該旧特定機械装置等及び当該旧開発研究用資産を改正後の条例第2条に規定する対象施設等とそれぞれみなして、改正後の条例の規定を適用する。

- 5 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第3条各号に定める期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、同日から起算して1月を経過した日とする。